

## 札幌市オリンピック・パラリンピック教育検討会議設置要綱

(平成 29 年 4 月 14 日スポーツ局長および教育長決裁)

(目的)

第 1 条 札幌市教育委員会が学校を通じて行う「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」を中核に据え、今後の学校教育におけるオリパラ教育推進のための副教材の内容や教員向け研修、オリンピックミュージアムの活用方法など具体的な方策についての検討を行うことを目的として、札幌市オリンピック・パラリンピック教育検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会議は、10 名程度の委員で構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 検討会議には、委員の互選により座長を置く。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

(運営)

第 4 条 検討会議は、座長が召集する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 検討会議は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 4 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(謝礼)

第 5 条 委員の謝礼は、会議 1 回の出席につき 12,500 円（税込）を支給するものとする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、スポーツ局招致推進部において行う。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とし、会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項については、委員の協議により別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月14日から施行する。